

洲本税務署からのお知らせ

平成29年分の所得税等の確定申告について

所得税等の申告と納付の期限

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の申告相談及び提出は、
平成30年2月16日(金)から3月15日(木)までです！

※ 還付を受けるための申告書は、2月15日(木)以前でも提出することができます



●平成29年分 申告と納付の期限

税 目	所得税及び 復興特別所得税	消費税及び地方消費税 (個人事業者)	贈与税
申告と納付の期限	3月15日(木)	4月2日(月)	3月15日(木)

納税には、便利な「振替納税」の利用を

所得税及び復興特別所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、振替納税を利用いただけます（振替日に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。）。

●平成29年分の確定申告に係る振替日

税 目	所得税及び 復興特別所得税	消費税及び地方消費税 (個人事業者)
振替日	4月20日(金)	4月25日(水)

注： 初めて利用される方は、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を作成の上、申告書と一緒に提出してください。



「医療費控除」は領収書が提出不要になりました

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
「医療費控除の明細書」 の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注） 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

お問い合わせ先

洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号）☎ 0799-24-1212（代）

申告書の作成は自宅（国税庁ホームページ）で！

申告書は、 自宅（国税庁ホームページ）で作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

①税務署に出向く必要なし！

作成した申告書等を印刷し、郵送等で税務署に提出することができます。
また、パソコンではe-Taxを利用して送信することもできます。

②自動計算・いつでも利用可能！

自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を、作成することができます。また、確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。

③給与、年金所得者のための簡易な画面を準備！

源泉徴収票の内容や支払った医療費の金額、住宅ローン控除に関する情報などを入力するだけで簡単に申告書が作成できます。

④タブレット等からも印刷可能！

Wi-Fiで接続されたプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して、申告書等を印刷することができます。

作成コーナー 検索
www.keisan.nta.go.jp



申告書の提出先

〒656-8656



洲本市山手1-1-15
洲本税務署

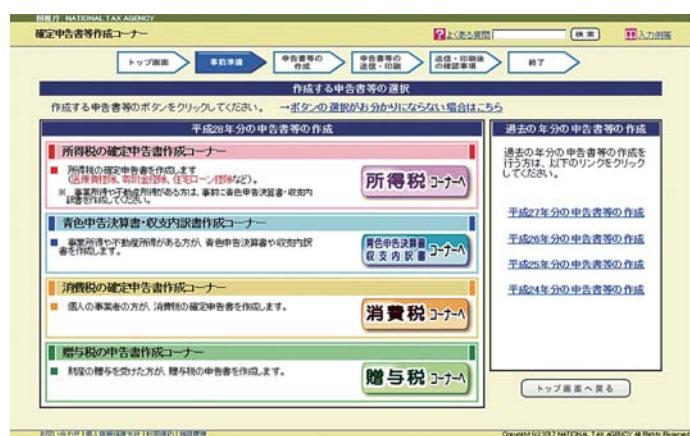
○ご不明な点はお電話で！

（問合せ先により受付時間は異なります。）

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

電話相談センター及び洲本税務署 ☎ 0799-24-1212



注：画面は平成28年分用です。

洲本税務署からのお知らせ

申告に当たっての留意事項

●マイナンバー（個人番号）の記載が必要です！

申告書等には、申告される方のマイナンバーのほか、配偶者の方や扶養親族の方（16歳未満の扶養親族を含む。）、事業専従者の方のマイナンバーの記載が必要です。

また、亡くなられた方の申告書の場合は、相続人の方のマイナンバーの記載が必要です。



個人番号											
フリガナ											
氏名											
性別 男 / 女	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄							
生年 月日	□ □ □ . □ □ . □ □	□ □ □ . □ □ . □ □	□ □ □ . □ □ . □ □	□ □ □ . □ □ . □ □	電話番号	自宅・勤務先・携帯					
					—	—					

●事業や不動産貸付等を行う方は、記帳と帳簿等の保存が必要です！

青色申告の方や消費税の課税事業者の方だけでなく、農業や不動産貸付等を行っている方も、申告の有無にかかわらず、記帳と帳簿等の保存が必要となります。



●課税売上高が1,000万円を超える場合は、消費税の課税対象となります！

平成27年分の課税売上高が1,000万円を超える場合又は平成28年1月1日から平成28年6月30日の課税売上高が1,000万円を超える場合は、消費税の確定申告が必要となります。



●個人の方から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります！

平成29年1月1日から平成29年12月31日の間に贈与を受けた財産の価額の合計額が、基礎控除110万円を超える場合は、贈与税の確定申告が必要となります。



お問い合わせ先

洲本税務署(洲本市山手1丁目1番15号) ☎ 0799-24-1212(代)

申告書の作成に当たって相談が必要な場合は

申告相談を希望される方は、 相談会場をご利用ください！

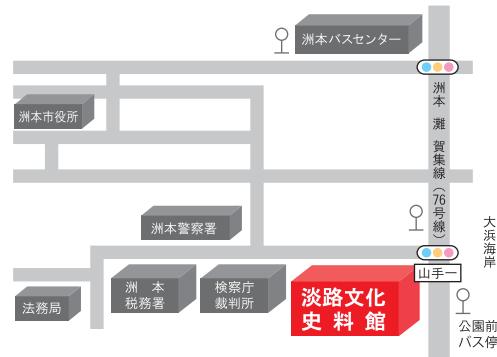
下記期間中、税務署では、申告相談は行っておりません（作成済みの申告書等の提出、納税、納税証明書の発行及び用紙の交付のみを行います。）のでご注意ください。

また、相談の際は、前年分の申告書の控え等をご持参ください。

注：いずれの会場も混雑の状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

●淡路文化史料館

相談受付時間	2月16日(金)～3月15日(木) 9時～16時 ※土・日は開設していませんので、ご注意ください。
開設場所	「淡路文化史料館」 洲本市山手1-1-27 (公園前バス停すぐ・史跡洲本城内)



●税理士による地区相談会場（税務署の職員は会場にはいません。）

地区	開設日	場所
淡路市	2月 16日(金)、19日(月)、 20日(火)、26日(月)、 27日(火)、28日(水)	淡路市役所 本庁1号館2階大会議室 (淡路市生穂新島8番地)
南あわじ市	2月 16日(金)、19日(月)、 20日(火)、23日(金)、 26日(月)、27日(火)	南あわじ市役所 第2別館3階多目的ホール (南あわじ市市善光寺18-27)

- 地区相談会場の相談受付時間は、9時から16時までですが、税理士による相談は、午前は9時半から、午後は13時からです。
- 地区相談会場では「消費税、相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等」の相談は行っていません。

